

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	坂出市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/seisaku/mynumber.html

執行機関名 坂出市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	坂出市福祉医療費助成条例(平成7年坂出市条例第9号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(子ども医療費)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		坂出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第1の項 坂出市福祉医療費助成条例(平成7年坂出市条例第9号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	坂出市福祉医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその <u>生活を保障され、愛護されなければならない。</u>	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> 、心身障害者およびひとり親家庭等に属する者に係る医療費等を助成することにより、 <u>子ども</u> 、心身障害者およびひとり親家庭等に属する者の <u>保健の向上</u> に寄与するとともに、 <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		坂出市福祉医療費助成条例 坂出市福祉医療費助成条例施行規則 乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱